

訪問看護ステーション ひまわり水戸 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人財団古宿会が開設する、訪問看護ステーションひまわり水戸（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業が要介護状態（要支援状態）となった利用者に対し、看護サービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者が有する能力を主体的に発揮し、可能な限り居宅において継続して生活できるように、健康及び日常生活活動の維持・回復（あるいは穏やかな人生の最終段階）を目指して、住宅医療及び快適な住宅療養生活の支援に努めなければならない。

- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
- 4 ステーションは、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、質の維持、改善を図るものとする。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師又は看護補助者（看護師等と同行）、理学療法士等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：訪問看護ステーション ひまわり水戸
- (2) 所在地：茨城県水戸市百合が丘町 814-477

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 職 員：看護師 2名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間帯)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、社会医療法人財団古宿会職員就業規定に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
月曜日～土曜日 8時30分～17時00分
※ 年末年始(12月31日～1月3日)は除く。

- (2) 携帯電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書(以下「居宅サービス計画書」という。)に基づき、訪問看護の利用時間及び利用回数は定めるものとする。ただし、利用者の状態に応じて訪問看護の必要性をサービス担当者会議等で相談し対応する。ただし、介護保険の要介護者等であっても医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用希望者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。訪問看護報告書を作成して実施した内容を主治医と共有する。

- (2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申込があった場合は、かかりつけ医に指示書の交付を求めるように指導する。

(訪問看護の内容)

第 9 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の交換・管理
- (9) その他医師の指導による医療処置

(緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第 11 条 訪問看護を提供した場合は、訪問に応じて保険各法に基づく本人自己負担分を徴収する。

- 2 訪問看護を開始するにあたり、予め利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他、利用料として別途徴収する。金額に関しては別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、水戸市、ひたちなか市、大洗町、茨城町の区域とする。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の有情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施

2 ステーションは指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等現に養護をする者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。退職後も同様とする。

- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人財団古宿会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和3年7月1日から施行する。

《 運営規定 改訂記録 》

初版 令和3年7月1日

第2版 令和6年4月1日	一部改訂（営業日及び営業時間帯） 営業日の変更：祝日も通常営業とする 営業時間の変更：9時からを8時30分からとする
第3版 令和7年10月1日	一部改訂（第3条・2 理学療法士等追記